

## 行政改革・地方分権改革の流れを学ぶ

<並河信乃さんを悼む>

坪 郷 實

行政改革・地方分権改革の流れ

並 河 信 乃

分権改革 — 経緯と現状

島 田 恵 司

地方分権への三つの疑問

辻 山 幸 宣

登壇者・参加者とのディスカッション

<参考> 第2回「市民自治講座」2015 チラシ

## 並河信乃さんを悼む

坪 郷 實

並河信乃さんは、2015年11月10日旅行中にプラハで永眠された。地元の人々によって音楽葬で送られたと聞いている。筆者は、ちょうど1カ月前の10月10日に「市民自治講座」で並河さんに講演をお願いしたところだったので、大変驚き、俄かには信じられない思いだった。本論稿に収録されているように、この並河さんの講演「行政改革・地方分権改革の流れ」では、1980年代の行革から現在の「地方創生」までの歴史的展開を並河さんらしい明快な語り口で包括的に論じている。「市民自治講座」は、地方自治総合研究所、東京自治研究センター、東京・生活者ネットワーク、市民セクター政策機構、市民がつくる政策調査会によって『市民自治講座』委員会を設置し、企画運営を行い、およそ2カ月ごとに開催している。

並河さんと最初にお会いしたのは、1990年代半ばごろに土井康晴さんに誘われて生活福祉研究機構の忘年会にいった時と記憶している。その時、並河さんと共に、須田春海さんが参加されていた。すでにお二人は、地方分権を市民社会から強力に推進する力強い盟友であった。その後、筆者も「市民と議員の条例づくり交流会議」での「市民自治体」の提起にかかわり、並河さんと色々お話をする機会が増えた。そして、並河さんが東京から君津に住居を移られてからであるが、無理を言って2年間、早稲田大学大学院社会科学研究科の講義「福祉社会・政策開発（自治体・NPO）」にゲストに来ていただいた。それは、「市民立法」、「政策実験としての構造改革特区制度」、「構造改革特区と市民参加」、「自治体議会の改革と市民」についての連続講演で、市民が担い手である民主主義について並河節を十二分に聞かせていただくことができたのは素晴らしい幸運だった。

並河さんは、1964年に経済団体連合会（現在、日本経済団体連合会）事務局に入局され、土光敏夫経団連名誉会長が第2次臨時行政調査会（土光臨調）、第1次臨時行政改革推進審議会会長の時（1981～85年）にその秘書をされた。経団連退職後、第三次行革審「豊かな暮らし部会」専門委員を務め、行革国民会議事務局長（1983～89

年)として活動され、1996年に『分権社会の創造』（東洋経済新報社）を編集され、多くの問題提起をされた。1997年には市民立法機構を須田春海さんと設立し、共同事務局長（2008年まで）に就任された。この市民立法機構の活動は、多方面に広がっていくダイナミックなものであり、「市民と議員の条例づくり交流会議」、「日韓市民社会フォーラム」、「市民立憲フォーラム」、「自治体議会改革フォーラム」など新しいプロジェクトが陸続と展開している。さらに、「パイロット自治体会議」事務局長、「構造改革特区推進会議」事務局長を務められ、自治体からの政策開発に長年取り組まれ、2006年には『市民・自治体の政策実験 — 特区制度は活用できるか』（CIVICS 市民立法6）を出版された。また、2000年から、『実践自治』の編集長として最後まで活躍された。

並河さんは、市民自治講座の講演でも、行政改革・分権は手段であり、目的は「民主主義の復権」であると明確に述べ、「3つの分権・3つの信頼」として、中央省庁の権限を「政府（政治改革）・市場（独占・不公正競争などの排除）・地方（地方改革）」に分けることを主張された。また、今年のインタビュー「『地方創生』にどう向き合うのか」（『月刊自治研』2015年6月号）で、並河さんは自治体について次のように述べられている。

現在の地方創生について、「国の大号令のもとに、全国一斉に動き出すのが、果たして本当にいいことなのでしょうか」と疑問を呈し、「これまで各自治体が独自の取り組みに知恵を絞り汗をかいてきたように、その地域の実情に応じたアプローチの仕方があるはずです」。地域活性化とは、「自治体の自立」であり、「分権をもっと徹底的にやっていって、各自治体が自ら必要な政策をある程度自由に実施できる仕組みを作り上げていくことこそが本当に必要なことだと思います」。

さらに、並河さんは、長年、自治体における「政策実験」に携わられ、「政策のイノベーションが生まれるのは常に現場」であることを弛みなく発言されている。

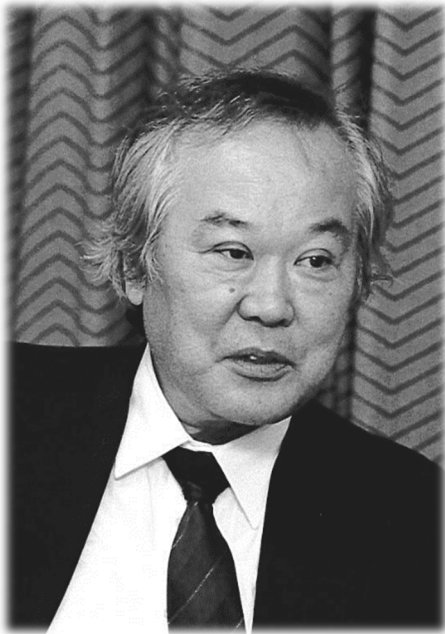
「市民自治講座」の講演でも、地方分権は地域の担い手である市民、首長、自治体職員、自治体議員が動かないと何も起こらない。みんな頑張れ、とエールを送ってくれた。

これからも、日本のデモクラシーの担い手は市民であり、その可能性は自治体という現場における政策開発にあるという並河さんの考えを大事にしていきたい。

（つぼごう みのる 「市民自治講座」委員会、早稲田大学教授）

## 行政改革・地方分権改革の流れ

並 河 信 乃



並河でございます。きょうのテーマの中心は地方分権の話で、これは地方分権推進委員会の事務局の調査員をやっておられた島田さんが詳しく、私のあとにお話をされますので、私は、昔こんなことあったな、それで現在こうなったんだなということを思い起こしていただくことを中心に、ざっくりとしたお話をさせていただきます。

まず最初に、行政改革、地方分権とは何かという原理・原則の話をいたしますと、私自身の立場としては、一言で言えば「民主主義」というものを復権させる、あるいは確保していくということになると思います。さまざまな改革なるものが果たしてその名に値するかどうかという判断基準は、「民主主義」という点に照らして考えていけばい

いんじゃないか、あるいは考えていくべきじゃないのかと思うわけであります。

20年ほど前に、私は行政改革というのは三つの分権、三つの信頼だということを行ったことがございます。中央省庁が握っている権限というものがあつた。それを政治の分野と、マーケット、それから地方と、この三つに分ける、分権していくということが改革の基本だつた。政治とマーケットと地方というのはそれぞれみんな次元が違いますから、並列にするのはおかしいかもしれませんが、しかし中央省庁の権限を分けるという意味においてはこの三つかなと思つたわけです。

問題は、政治にしても、マーケットにしても、地方にしても、一般の人から十分信頼されているかということになると、必ずしもそうではない。ですから分権と同時に、その三つのセクターがそれぞれ国民の信頼を得るような、政治改革、あるいはマーケットの独占

や不公正競争を廃止してマーケット自身の透明性を高めるとか、あるいは地方自治体の改革をしていくとか、それぞれ分権と信頼という組み合わせで、これからの改革を考えなければならないということを、20年ぐらい前に言いました。この考えは今日も変わっておりません。このような視点から、これまでの分権改革の流れをザッとおさらいしたいと思います。

## 1. 行政改革・地方分権改革の流れ

1981年に第2次臨時行政調査会、土光臨調と言われていますが、これが発足して、これが最近の行革の一つの出発点と言われている。このときまでは行政改革などというのは、ごく地味な、機構を簡素化するとか、定員管理をするとか、せいぜい補助金や許認可の整理をするとか、そういう非常に事務的・実務的な話だったわけですが、この第2次臨調のときに「増税なき財政再建」というテーマを掲げて、財政改革と行政改革と一緒にした行財政改革というものを唱えた。財政の話をやろうとすると、全ての政策を洗い直さなければいけないということで、国の政策全体の見直しというものが、この臨調のもとで始まりました。

これ以降、しばらくは歴代内閣の最重要課題として行政改革というものが掲げられました。そういう意味で非常に意義があったとされています。しかし成果はさほどたいしたことではない。国鉄の分割民営化などいくつかありますが、むしろ行革というものの方向というか、枠を広げた、懐を広げたというところが一番の功績かなと思っています。

そのように1980年代のはじめは、臨調答申を実行していくという形で改革が進められてきたのですが、やがてバブルがあり、東京一極集中があり、あるいは政治改革の議論がありということで、1980年代の後半はさまざまな議論が沸騰したのですが、1990年代に入りますと、どうも臨調の単純延長ではどうしようもないのではないか、これからの改革はどうしたらいいかということをもう一度問い直そうということで、第3次の臨時行政改革審議会、略して第3次行革審と言われていますが、これが発足して、地方分権あるいは情報公開制度といったものへの道筋をつけることができました。規制緩和についても、推進の道をつけたということがこの第3次行革審の一つの働きだろうかと思います。

行政手続法をやるとか、それから私自身もちょっと関係いたしましたパイロット自治体制度とか、そんなことをこの第3次行革審の中で取り上げて、地方分権大綱を1年以内で

作れとか、基本的な法制を整備すべきであるというような提言を残して、3年間の活動を終えたわけです。

そのすぐ後、行政改革委員会というものが1994年12月に発足しました。細川内閣のとき、真夜中に突然、国民福祉税などということを出して、結局それが命取りとなって細川内閣は1994年4月に退陣したわけですが、そのときに、増税の前には、やはり行革だろうという声が出てきて、そうした声も受けながら行政改革委員会が村山内閣のときにできたということでもあります。

細川内閣の後に羽田内閣という短命の内閣がありましたが、実はそのときに、今までの改革をもう一度洗い直そうということで、今日これからお話される島田さんなどと一緒に、国会議員も入れてワーキンググループを作りました。僕は地方分権の部会で、かなり議論をしたんですが、まとまった頃に羽田内閣が退陣になってしまいまして、非常にむなしいう思いをした覚えがあります。

そういったことで行政改革委員会というものが1994年に発足したんですが、実はもうこのときには消費税が導入されていて、ちょっと前までは経済界は増税反対ということで、その一環で行革に対して強い関心を持っていたわけですが、もう増税イコール法人税の増税という問題ではなくなっていたわけです。そうなりますと経済界のほうは、あとは規制緩和だけやってくればいい、余計なことはやらなくていいというような態度に変わっていきまして、この行政改革委員会の議論の中心は規制緩和というものに置き換えられていきました。

このときはまだバブルがはじけたばかりで、景気対策としてさまざまなことが行われたわけですが、金のかからない経済対策ということで、規制緩和ということがさかんに言われて、当時の大蔵省も規制緩和に大賛成ということで、それからずっと規制緩和の議論が続いていきます。行政改革委員会の中に規制緩和の小委員会を設けたのを最初に、規制改革委員会、総合規制改革会議、規制改革・民間開放推進会議、規制改革会議、行政刷新会議の規制・制度改革委員会、そして現在の規制改革会議と、ずっと今日まで延々とこの規制改革の流れは続いているわけでありまして。きょうはこの話をしませんが、この流れは第3次行革審にさかのぼることだけはおさえておいていただければと思います。もう一つ、1994年の行政改革委員会の中で大事なものは、情報公開の部会がここで発足して、それが意見をまとめて情報公開法が成立、2001年に施行されました。これは極めて重要なことであつたかと思えます。

そういった行政改革委員会の流れともう一つ、1995年に地方分権推進委員会が発足しま

した。以降、地方分権改革推進会議、地方分権改革推進委員会、地方主権戦略会議、地方分権改革有識者会議などいろいろな名前を付けて、これも今日まで至ります。ですから規制改革と分権というものは、第3次行革審を一つの源として、ずっと延々と今日まで続いているというふうにお考えいただければいいのかなと思っております。

## 2. 中央省庁再編・小泉構造改革

その後ですけれども、1996年に行政改革会議というものが、橋本総理の肝いりで、中央省庁の再編、それから内閣機能の強化というようなことをかかげて、実際に基本法ができて、2001年に1府22省庁体制から1府12省庁体制へ変わった。私どもは羊羹の切り方をただ変えただけじゃないか、こんなものは何の簡素化にもならないと、さんざん悪口を言いましたし、事実そうだと思います。国土交通省とか、総務省とか、ばかでかくて、どこで何やっているんだかわからないような省庁を、この結果として作り出したわけでありまして。ですからこれ自体をまた問題にしななければならないと思いますが、橋本さんは後になってから「いや、片方では分権が進んでいるから、では中央省庁を少しまとめて、簡素化しようと思ったんだ」と言っていました。確かにこのときは地方分権推進委員会の議論が始まっておりますからそうとも言えるでしょうが、少なくとも橋本さんはそんな認識だったんだと言いつてしておりました。

2000年に入ると、小泉内閣が発足して、いわゆる小泉構造改革というものがジワジワと始まったわけでありまして。これの中身もいちいち細かく見ると大変ですけども、一つはやはり経済財政諮問会議というものを中心とする意思決定ですね。これは実は小泉内閣の直前の森内閣のときに発足しているんです。当初は、この委員会は何をやりたいんだかわからないなどと、私たちは言っていたのですが、小泉内閣になってから急に司令塔と位置づけられて、そしてむしろここから数年は経済財政諮問会議というものを中心に、政策が回っていく。毎年6月に基本方針、骨太の方針というのが出てくるわけでありまして。この経済財政諮問会議を中心とする意思決定というものが小泉構造改革の一つの特色であった。これはある意味では中央省庁の権限を、政治へ移すということになるとも言えると思います。

規制改革、構造改革特区、指定管理者制度だとか市場化テスト、郵政の民営化、道路公団の民営化。それから別立ての話ですが三位一体の改革。小泉構造改革というのはある意味ではガチャガチャと色々なことが行われました。改革の一つのピークだなとも思います。

ただ印象を言いますと、小泉内閣も発足のときには、何となくフレッシュな感じがして、良い悪いは別として政治主導でバリバリやるのかなという感じでしたけども、やはり年が経つにつれてだんだん経済財政諮問会議自身も変質し、小泉内閣の政策も昔と同じような感じに変質していったように思われます。これもまたいろんな議論のあるところだと思いますが。

小泉内閣が終わると、いろんな内閣が次々とできました。第1次安倍内閣、福田内閣、麻生、それから鳩山、菅、野田、そして今の第2次安倍ということで、次々と内閣が替わり、そして先ほどちょっとご紹介しましたけれども、やはり制度というのは一度作るとずっと続くものですから、規制改革、あるいは地方分権について、それぞれの委員会が、それぞれ活動を、多少の強弱はありますけれども続けてきている。ただ、この短命内閣のときになにか大きな動きが出てきたかという、少なくとも行革や地方分権というテーマでは、さほどの大きな変化はなかったのかなという気がいたしております。最近の地方創生とか、一億総活躍などというものをどう評価するかというのは、最後のセッションでの議論になろうかと思えます。

### 3. 地方分権改革

ということで、本当にザザッと行革の流れというものをおさらいいたしましたけれども、きょうのテーマである地方分権ということにちょっと触れてみたいと思います。いわゆる行革審の時に地方分権への道筋がついたとお話しましたが、土光臨調が発足したときに、地方分権という言葉が全然なかったわけではありません。土光臨調の答申にも、身近な行政は身近な自治体に任せるべきだというようなくだりもございました。けれども、それが具体的な動きにはならなかったということで、もちろん研究者の間ではいろんな議論がありました。政治的な動きということではなかったわけです。それが1990年代に入ってからにわかに変わりました。

1990年の8月にイラクがクウェートに侵攻しましたが、このときにいったい外務省は何をやっていたんだという議論が起こったわけですね。やはり国はもっと外交問題などに力を尽くして、内政は自治体に任せたいほうがいいんじゃないかというような議論もにわかに起こりました。そういう意味では私は冗談でサダム・フセインというのは地方分権の功労者だと言っているわけですが、もちろんそれだけではございません。当時は政治改革の議



論が沸騰しておりましたし、自民党の政治改革大綱の中でも地方分権の話が政治改革のメニューの中に入ってきました。それから東京への一極集中で、地価が暴騰してどうしようもないから何とかしろとのことで、国会移転の決議が行われ、国会移転の法律までできて、それが最近どうなったのかは別問題として、当時はやはりいろんな意味で地方分権というものが、叫ばれていたという状況でありました。そういう時代背景の中で、第3次行革審が発足して、細川護熙さんという熊本県知事をやった人を「豊かな暮らし部会」の部会長に据えて、分権の議論が始まったということでもあります。

実は私もそれにちょっと参加してパイロット自治体制度というものを提案しました。これはどういうことかということ、地方分権だからといって、いちどにやれといったところで、居眠り自治体もいっぱいあります。もうちょっと寝ていたいというのを、むりに布団を引きはがして「起きろ、起きろ」と言ったとしても、やはりちょっとそれは無理があるんじゃないか。でも、もうとっくに目覚めて意欲的な自治体もたくさんある。とすれば、少なくとも意欲的な自治体が、もうちょっと自分たちのことを自分たちで決定できるような制度ができないかというのが発想の原点で、制度的には「地方分権特例制度」という大げさな名前ですが、通称は「パイロット自治体制度」です。ただ、このときはまだ1990年代の初めですから、今とだいぶ様子が違っておまして、法の下での平等に反するとか、ああこうだと言われまして、結局、法律に関わる事項はできない、政令の範囲だということになりました。しかし政令というのは全国統一の話だとなって、こんどは省令までとどんどん範囲が小さくなっていて、空き教室を福祉関係に活用するのはいかがでしょうかとかいう、ほんの微々たる分野でしかこの成果は生まれなかった。

それでも分権というものをかなり中心に据えたということで、この「豊かなくらし部会」はそれなりの役割を果たしたと思います。その第3次行革審の最終答申の中で、地方分権大綱を制定しなさい、基本的な法律を制定しなさいというようなことを書いて解散したわけですが、これも考えてみるといい加減な話で、実はこの最終答申の半年ぐらい前、最終答申の目玉は特殊法人にしようとしていたら、橋本龍太郎さんが横やりを入れて、そういうことやるのはけしからんと、突然テーマが消えちゃったわけですね。消えちゃったものですから、なんか柱を立てなくちゃいけない。じゃあまた分権をやるかということで、これは怪我の功名ですけれども、こういった基本法制の制定というようなものを提言として出して、それが後の地方分権推進法というものに結び付いていったわけです。歴史というのは実にいい加減なものから始まるものですね（笑）。

いずれにいたしましても1995年、地方分権推進法ができて、1996年から第1次答申、第

2次答申、第3次答申と、類似の答申が次々に出されていって、機関委任事務の廃止ということにおいては、これは大変な成果を収められた。ただ権限の移譲とか財源では力が及ばなかったというのが総括になりますけれども、やはり国と地方が上下・主従の関係から、対等・協力の関係なんだということをはっきり出したということがその後の議論の一つのベースになったんだなと感じております。

ただ先日、(2015年)8月の終わりに法政大学の松下圭一さんをしのぶ会がありまして、そこでこの推進委員会の中心人物だった西尾勝さんがあいさつをされたわけですが、松下先生から推進法ができたときに「国に働き掛けて、全国でちょうちん行列をやれ」と言われたそうです。「そうまでしないと、この意味が浸透しないんだ」というようなことを言われて、西尾さんいわく「今にして思えば松下先生の慧眼というか、なるほどそうだったな」ということを言っておられました。この第1次分権改革の成果として、確かに条例制定権、あるいは条例解释权というものが増えました。しかし、いまそれを自治体がどこまで本当に活用しているのかというところが西尾さんとしては非常に歯がゆいということなんでしょうと思います。

第1次分権改革が一応そういうことで終わったところで、2001年に地方分権改革推進会議というものが生まれましたが、トップが西室泰三さんという、今は日本郵政のトップをやっていて、確かこのとき財政制度等審議会の会長でもあったと思いますが、ということで分かるように、財務省の手下みたいなもので、ほとんど論評に値しません。一応、三位一体改革の意見とか、財政についての意見も出していますが、委員の間で意見の対立が収まらない惨憺たる委員会だったと思います。

それが終わった後で2007年に地方分権改革推進委員会というものが発足しました。前の西室委員会の反省もあったのか、勧告の名前がやはり違いますよね。「生活者の視点に立った地方政府の確立」とか、「地方政府の確立に向かった地方の役割と自主性の拡大」とか、もう一度まき返すんだという、第2次分権改革としての意欲がそれなりに満ちたものだったと思います。中身としては、義務付けだとかの国の縛りの強さをもうちょっと緩めようというものが中心のテーマになったと思います。それを踏まえて第1次一括法、第2次一括法、結局第5次一括法までいきましたね。

国から地方への権限移譲が66事項、実施率69%。都道府県から市町村への権限移譲は113事項、実施率67%。義務付け、枠付けの見直しが975事項ということで、第2次分権改革としてはそれなりの成果は収めたのではないのかと思います。ただ多少行き詰まりの感じがなきにしもあらずということで、実は2013年に地方分権改革有識者会議というものが

発足して、その年の暮れくらいから議論が煮詰まってきたわけでありすけれども、翌2014年4月に地方分権改革に関する提案事項の実施方針というものが決められて、地方からの提案を受けてやっっていこうということになりました。また全部の自治体でやらなくても、やりたい所があれば手を挙げるという方式も導入された。これをもって第3次分権改革の始まりと言えるのかどうかはちょっとよく分かりません。少なくともそういったことを含めて2015年の6月には第5次の地方分権改革一括法というものが成立して、農地転用の規制が緩められました。今まで法定受託事務だったものが自治事務になったということではありますが、そういったことで今日まできている。これまではずっと委員会が、地方六団体などの意見を踏まえながら事項を選んで中央省庁と折衝していくというやり方だったのが、地方からどんどん提案を受けて、それをもとに実際にああだこうだと議論するのが地方分権のこの有識者会議ということに方式が多少変わってきたということでもあります。

#### 4. 三位一体改革・市町村合併

今日までの分権改革の一応の流れということでお話をさせていただきました。それぞれをどう評価するかというのは後の議論にお任せいたしますが、周辺事項としていろんなものがあつたということ、ちょっと駆け足で申し上げます。一つは三位一体改革。それから市町村合併。三位一体改革の細かい経緯までは触れられませんが、もともとは国と地方の仕事の分担と税の分担とが食い違っている、それをもうちょっと是正しようじゃないかということから始まっています。最初の片山プランあたりでは、国・地方の税源の比率を1対1ぐらいにならないかということで、補助金をなくして税源を増やし、それに伴って交付税の改革も進めるという話だったのが、だんだん地方財政の圧迫の話になって、もちろん税源移譲もございましたし、補助金改革もありました。補助金の改革は4.7兆円。内訳は一般財源化したものが3兆円で、改革になるのかどうかよく分からない交付金化が7,900億円、削減が9,900億円。それとは別に地方交付税全体の総額が5.1兆円のカット。税源移譲は3兆円ということで、結局交付税が減ったというのがこのときで、財務省としては、してやったりということでもあります。

最初は、それなりの税源移譲もしなくてはいけない、交付税の問題も何とか解決しなくちゃいけないと始まったわけですが、やはり一括して議論していかないと問題は解決できないということで、三位一体改革の議論が始まったのはいいんですけども、それから後の

やり方は、やはり失敗したということじゃないかと思います。この後、地方財政は大変圧迫されて、それがまた逆に市町村合併のプッシュ材料になるという悪循環になったわけですが、今日ではさすがにその反省があって、地方財源の確保というものは必ず言われるようになりましたけども、このときはかなり地方財政を切り込んだということです。もともと財政当局の立場からすると、財政改革をやろうとすると、社会保障と地方財政費を削るというのが、金額も大きいので狙い目だったわけで、まさにしてやったりということでもあります。

それから市町村合併。一体何だったのか。確かに3,232が、2010年の3月に1,727になったということは、数から言えば成果が上がったということになりますけども、一体これは何のための市町村合併だったのか。市町村合併をすべきだというのは、国会議員を中心にずっとありました。地方分権推進委員会も、最初はこの話は嫌だから逃げようとしていたのに、結局、合併推進の意見書を出さざるを得なくなったということで、国会議員の人たちは市町村合併がどうしてこんなに好きなのかなと思うんです。そんなこともあってこれだけの成果を取めたんですが、さすがにやはりどうなのかなという議論があって、いったん打ち止めというようなことを地方制度調査会も出して、いま一応安定した状況になっております。振り返ってみて本当にこれは何だったんでしょうかという問題であります。

## 5. 地方創生へのスタンス

今は地方創生の話が出てきています。これから各地域は、それぞれ地域の総合戦略というものを策定して、国と協議をしていくんだと思いますが、今地方の立場に立ったならば、一見、地方の自主性を尊重するかのごとくいろんな制度が降ってきている、地方に有利なアメも降ってきている、こういったものをかいくぐりながら、自治体はいかなる態度で、本来その地域、あるいは住民にとって必要な政策を実現していくのかという手腕が問われているんだと思います。地方創生なんてダメだとそっぽ向いているだけでは済まないけれども、さりとてこれに依存すれば、今度は骨まで抜かれちゃう。そういうところの兼ね合いが、今非常に難しい時期に入ってきているんじゃないのかなという気がいたしまして、あとは島田さんのほうにお話を譲りたいと思います。

(なみかわ しの 元行革国民会議事務局長)

## 分権改革 — 経緯と現状

島田 恵 司

### 1. はじめに

島田でございます。分権改革とは一体どういうものだったのかということが本日のメインテーマになろうかと思いますが、実は私はこの評価に非常に戸惑っているというのが正直なところですが、並河さんからお話があったとおり、分権改革は1993年6月の衆参両院での国会決議から始まって、地方分権推進委員会がやったことを第1次分権改革などということが多いですね。小泉内閣で行われた三位一体改革はちょっと特異な形になっておりまして、そこを飛ばして第2次分権改革がまた法律によって進んできたという流れかと思えます。私の関心は、平成の大合併が自治体に対してどのような影響を与えたのかということにあります。2年前に1年間かけて北海道から九州、主に市町村合併をした所を中心に全国100ぐらいの自治体を回って、どういう状況かを見てきました。合併した件数でいいますと、それまでの一ケタ、二ケタから、2003年に110、2004年が826、2005年には1,025、それが2006年には29へと減っていて、2003～2005年の3年間に集中して起こっていることが分かります。あくまでも自主的な合併と言われてきましたが、明らかに政策的な意図がある。各地域にそれぞれの事情があったとしても、明らかに異様な集中であるということが分かるかと思えます。

さらに合併を経験した市町村を見てみます。3,232が今1,718の市町村になっていて、その数からすると約半分と言われるわけですが、実際には何度も合併した例もありまして、数としては3分の2の自治体が合併しております。三大都市圏では合併はほとんど起こらなかったのですが、合併の影響に関心がなかなか至ってないのではないかと思うのですが、三大都市圏と合併があまりなかった北海道と沖縄を除きますと、実に73%、4分の3の自治体が合併したという状況になっているのです。合併の比率を日本地図の中に落としてみますと、西日本と日本海側を中心に大きな合併が起こっていることが分かります。さらに合併をたくさんやった上位6県（長崎・広島・新潟・愛媛・大分・島根）では町村の90%以

上が合併しております。愛媛では100%の市が合併しています。ほとんど合併がなかったと言われてきた山形や奈良、北海道に関しましても、4分の1ぐらいが合併しているわけですね。残された町村に関しても、合併の話をやってきて、しかし合併できなかったというのが実態であります。

そして、20年の分権改革の果てに、いま自治体消滅が叫ばれているわけです。少なくとも分権改革は、自治体が生き延びていく方法を発見する手段としては、残念ながら役に立たなかったというのが私の総括です。私自身は分権原理主義者などと学会では呼ばれた人間でございまして、そういう人間がこう言わざるを得ないというのは、内心本当に忸怩たる所がございます。ただ執念深い人間でございまして、一度関わったことはずっと続けていこうという気持ちで、分権改革のことはずっとやり続けたいという思いであります。

地方の疲弊は実は政策的に誘導されたものと私は考えております。一言で言えば「選択と集中」という政策で、一定の地域、特に農村部が切り捨てられているというのが、今の状況だというのが私の意見でございまして、そんなことがずっと続けられるのだろうかということなんです。確かに東京は成長エンジンなのかもしれない。効率的に生産性を上げられているのは大都市なのかもしれない。しかし、地方がなくなったときに大都市は生きていけるのかということを私は言いたいですね。都市に住むわれわれの食べるものを支えてくれているのはそうした地方であり、地方の自治体がそうした地域の産業を支えてきたというのが私の主張でありまして、そこからすると今大変なことが起こっていると言わざるを得ないわけです。

## 2. これまでの地方分権改革の経緯

分権改革の経緯について並河さんからお話をいただいたわけですが、私に付託していただいたところもございまして、補足も含めてお話をさせていただきます。国会での地方分権決議から分権推進委員会の発足までの間は、機関委任事務制度の存廃について議論するのかもしれないのか、ということが焦点になっておりました。それと分権推進委員会は一体何をするのかというのが、もう一つの焦点でございまして、せいぜい勧告権という非常に力の弱いものにすぎないだろうということが言われていたわけです。さらに委員を誰にするのか。並河さんのお話でも委員の方によってずいぶん運営の仕方が違うということがあったかと思うのですが、どなたかが委員になるのかというのがやはり決定的であっ

たということです。特徴としてはこの時期、長期政権であった自民党が退潮期にあつて、やや力を落としていたということと、そのとき政権交代があつたわけですが、政権交代をする側にとって、この分権というのは錦の御旗であつたということでもあります。

では分権推進委員会はどんな仕事をしたのか。高く評価されているところもあるのですが、実は今となって全体を見回してみると、機関委任事務制度というものを廃止して事務区分をやつたということなのですが、実はやつたのはほぼこれだけだつたということです。私が関わつてきたのは第1次勧告から第4次勧告までの作業だつたのですが、この機関委任事務を1本1本、法律と政省令、それから自治体への通知などを読んで、どうするかということはずっと議論していて、補助金などの財政や公共事業に関するものは全く手を付けられず、入り口で挫折したというのが実態であります。分権推進委員会の最終報告の中に西尾勝先生の「ベースキャンプを築いたにすぎない」という言葉が書かれているのですが、まさに入り口の改革だつたと、今から考えると思います。

その後の三位一体改革は、自治体にとって散々な改革でした。補助金の廃止項目を決めることとか、いろいろあつたわけですが、最終的には地方交付税と補助金を大幅に切られて、自治体はこれによって合併に追い詰められていくわけです。こんなにサービスが減ってしまうんだつたら、もう合併するしかないんじゃないのと、住民を追い詰めていったわけです。私は住民自身が合併を望んでいたんだとは、とても思えないわけなんです。

次の分権改革委員会は、義務付け・枠付けが自治体を縛り付けているからということで、それに取り組むわけです。これがずっと今でも続いていまして、つい先頃も第5次の一括法が出されるという形になっています。ですけれども、全然本命に当たらないわけですね。なぜかという、最初に条例委任をしている項目を全部除外してしまったんです。これを担当されていた学者の方は、法律で条例委任しているものについては、まだましだということで除外してしまいました。ですがそこにこそ実は重要な課題が隠されていまして、さらに他のものも法律で条例委任さえすればいいという話になってしまったので、これが上限になってしまいました。現状で条例委任されているものよりは絶対に良くならないというものを作ってしまったんです。

ただし実際これには大変な問題があつて、その条例委任を外そうと思うと本当に政策議論になってきます。細かい情報、全国の情報についてデータがないとなかなか議論ができない。ですから担当された学者の皆さんが除外した理由もよく分かるのですが、しかし残念ながらその議論ができないまま、いまだにこの義務付け・枠付け議論が進んでいるというのが実態だと思えます。

また、第1次勧告では県から市町村への権限移譲というのも行われました。しかし見事に県の行革に利用されました。例えばこういう話がありました。北海道で民間のお墓が作られたときの権限が、墓地理葬法ですけれども、その権限が移譲されてきた。ただ北海道では民間がお墓を作るなんてことはあり得ないし、今までもないし、今後もあり得ませんよというわけです。ただ担当者をおかないわけにいかない。担当者を置くと3年ごととかに異動しなければならない。そんな人間の研修までしなければならないんですね。広島で聞いた話では美容院の許可でしたね。「うちの市ではこの数年間の間、美容院の開設は1件もないんですけど、担当者を置かなきゃいけない」という話ばかりで、微々たるお金しか来ないのに、権限ばかりが降ってくる。職員はどんどん減らされているという状況の中で、とてもではないけれど受けきれない、返上したいという声が大半でしたね。

また国の出先機関の改革に関しましては、情けないことに地方が反対するということになってしまいました。実際には民主党に政権が交代した後で一応法案の閣議決定をしたのですが、そのまま反故にされるという形になったというわけでございます。

次が地域主権改革ですね。これはまさに民主党政権時で、焦点としては「国と地方の協議の場」でしょうか。地域主権改革会議に関しましては、実は「政治主導改革法案」の一環として出していたんですね。この法案が、なぜ上程されながら議決できなかったというのが、今ひとつ明らかにされていないのですが、民主党の中の内輪もめというふうに言われておりまして、国家戦略局というものを作って、党主導でやろうとしたわけですが、この「政治主導改革法案」そのものが通らなかったために、地域主権改革会議というのは正式な法律に基づく組織にすることができなかった。

その後、2010年の参議院選挙で与野党が逆転して、官僚が抵抗するといいますが、サボタージュをするような状況が出てきましたね。私がショックだったのは、東日本大震災復興特別区域法が出たのが2011年の11月末から12月にかけてでしたね。3月に震災が起こっているながら、8ヵ月間も放置されたという形になったわけです。ちょうどある官僚の方とお話する機会があって「なんでもっと早く出さなかったのか」と聞いたら、「あれ菅内閣だったから」と言うんですね。何を出してもつぶされるに決まっているから、出してくれと言うまで待っていたということなんです。官僚批判が非常に根強かった民主党政権、特に菅政権は官僚の力を使えなかったという側面があると思います。ですから結局、前自公政権がやった分権改革推進委員会のテーマをそのまま使って、義務付け・枠付けを中心にした法案を次々に出していくということしかできなかった。国と地方との協議の場も、実はいまは一回に30分程度しか行われていません。これではとても中身の話はできない。



儀式的なもので終わっているわけです。

### 3. 分権改革への評価

こうして見ていきますと、一連の分権改革について評価できることは残念ながら外枠的などころばかりです。補助金の一括交付金化というのも、半歩前進というような感じだったんですけど、安倍政権になったときには廃止になってしまいました。評価できないところは市町村合併と三位一体改革と、それから一部の義務付け、枠付け改革でしょうか。特に保育所ですね。保育所の基準については下げるという提案であったわけでした、基準そのものを下げていったわけなんですね。

ですから全体的な評価としては旧分権推進委員会がベースキャンプといったように、成果は外枠的だということ。権限移譲とか義務付け、枠付けは分散的で、非常に点のような改革になってしまっているというのが、私の評価でございます。いいものもあるんですよ。例えば都市計画上の用途地域を東京以外の場所では市で決められるというようなことはいいことなんですけれども、大半は非常に枝葉末節な権限移譲で、がんじがらめに縛られているために自治体でどうこうできるようなものではないんですね。

国がホームページに出している200いくつの事例というのがありまして、私も全部ではありませんが見てみたら、東京のある市の事例で25mの道路だったものが30mできるようになったという程度。これって分権って言えるんですかということですね。長崎では道路の斜度が15%だったのが17%までよくなった。分権改革の目標というのは自己決定だったんです。分散的に地域に任せる、市町村に任せるということでしたら、それまでだってやっていたんですよ。それを多少広げたぐらいのことを、果たして分権改革と言えるのかということでした、国が企画、立案して市町村が実施すると、上下主従関係的な仕組みというのは全く変わっていないというわけでした、どこにもまだ穴が開けられていないというところです。

## 4. 分権改革から学ぶこと

この分権改革の経過から学ぶことがあるとすれば何か。一つは分権改革とて実は手段にすぎないということです。分権改革は民主的な社会にするため有効だと思いますが、一つの手段で、不幸をもたらす典型例が市町村合併です。それから福祉基準の切り下げ。こういうことをやられると不幸なものになります。両者とも分権改革という口実で国によって推進されまして、市町村格差は広がっていっていると私は思います。実は第1次分権改革のときも同じようなことはあったんです。例えば婦人相談員という仕事がございます。これは売春防止法に規定されている仕事で、家庭内暴力などで地域で苦しんでらっしゃる女性の方の相談に乗るような仕事です。売春防止法のような売春婦の方の仕事というのはほぼなくなっていました。必置規制であるにも関わらず、これはやはり政策的議論が必要だろうということで残した。実はそういう配慮はいたる所でしています。分権改革という名のもとに全てを自治体に任せるなどということは、実は第1次分権改革のときもやっていないんです。やはり人々を幸せにするため、地域の福祉を向上させるためというような施策というものはやはり並行的に捉えていかないと、こういう改革はうまくいかないんだと思うわけです。

日本の行政組織はセクショナリズム、自己組織利害優先主義が強固です。官僚と話をしていると「あいつのやったことはえらい」とか「この厳しいときに室を作った」とか「会員を増やした」というような話をよく聞くんです。こういう話ほどこの組織でもあることで、私も大学に来て、大学も組織内利害優先主義だなど思うわけなのですが、中央官僚組織はまさにそうなわけですし、これをどうかしなければいけない。しかしその人たちに権力と情報、法文解釈などの権限が集中しているわけですね。これをどうするのか。その中央省庁が分権改革を主張するのですから、当然、自己組織利害優先の一つの手段として使われるというわけで、途中から変質していきました。入り口までしかいかなかったのが当たり前と言えれば当たり前と言えることなんですね。

ですから政治がやるしかないんです。ところが政治の側も実を言うと分権があまり好きではない。特に国会は、はっきり言って分権を嫌っていると思います。分権推進委員会の部会の議論などを聞く機会もありましたけれども、もうほとんど猛反対ですね。ですが、選挙の公約になるとなぜか「分権改革進める」と書いてあるわけです。政党というのは不思議ですよ。残念ながら、都道府県や市町村にもセクショナリズムはあるというわけで、

特に私は県は確実に分権改革をセクショナリズムに使ったと思っています。県も三位一体改革で大変な財政難に陥っていたわけですね。そこで行政改革を進める必要があつて、職員を減らす必要がありました。そんなときに200や100もある市町村が50になり、30になれば、当然仕事は楽になります。県の職員から市町村合併を進めるべきではないという意見を聞いたという経験はほんのわずかしありません。県からすれば当然、行政改革の一環として市町村合併を進めたいという素地が十分にあった。そこに玉が放り込まれたというのが私の見解です。さあどうするのか。それは後の議論で。どうもご清聴ありがとうございました。

(しまだ けいじ 大東文化大学准教授)

## 地方分権への三つの疑問

辻山幸宣

辻山です。私が申し上げたいのは3点です。1点目は戦後均衡と言われた時代がありました。高度経済成長があって、地域開発をして格差をなるべく作らないという、この両方が成り立ったのはミラクルだと、世界の学者たちから言われた。そんな時期があったんですけど、これが破綻するんですよ。1970年のドルショックとかオイルショックとかを皮切りに、日本の成長も止まってしまう、財政的にも行き詰まってくるというような中で、第2次臨調が設置されました。戦後均衡が壊れてしまったので、何とか建て直さないと国家がもちませんよという問題意識で第2次臨調が作られた。したがって第2次臨調のメインテーマは「増税なき財政再建」と言われました。全く正直なところなんです。増税なきというのは土光さんが会長に就任するときに付けた条件とも言われていますけれども、その前に実は2%の法人税引き上げを既にのんでいたんですね。ですから、もうこれ以上の増税はダメだよと、財政再建をやって、この国を建て直そうというので始まった。そして土光さんが会長になり、そのまま次の第1次行革審も土光さんが会長でした。引き継いでやられた。やがて第2次の行革審になる。これ一般には新行革審と言われてるんですけど、この頃に日本はバブルに突入いたしまして、非常に税収が入ってくるようになったものから、国家財政が安定してしまったんですよ。そうすると財政再建路線というのがここで放棄されたようなんですね。ほとんど財政再建の改革案は出てこなくて、では何をやったかという、実はこの頃から地方の問題が出てきます。そして、例えば機関委任事務についても監査ができますよとか、それは小さな話だったんですが、機関委任事務を1割減らすといったことをやりました。これが先ほどお話のあった第3次行革審に引き継がれていって、忘れもしない1993年の6月に地方分権の推進に関する国会決議がありましたよね。ですので、突如として出てきたのではないと思います。行革審の中で既に地方分権の方向が模索されていた。先に国会が6月に地方分権推進の決議をして、10月に第3次行革審の最終答申で分権をやれということをするんですね。

そこで私が分からないのは、もともと戦後均衡の崩壊という事態から回復するために始

まった臨調行革だったはずなのに、いつから地方へ視線がシフトしたのか。その理由は何だったのか。どんな背景があったのか。これが全然分からないんです。一部には全国市長会が第2政令市構想というものを出して、それが中核市とかなんかにつながったという議論はあるんですが、機関委任事務はやめろなどとは言っていません。言っていたのは第2次臨調のときに、自治労の委員長で臨調委員をやっていた丸山康雄さんですね。この丸山意見には機関委任事務の全廃という言葉が入っておりました。しかし多数の意見というわけではなく、正面から扱ってもらえるような立場でもなく、無視されていたと思うのですが、なぜこの時期、1993年に地方分権が前面に出たか。そして最終答申で官から民へ、国から地方へというスローガンが打ち立てられたわけですよ。

ここはいろいろな議論になっていますが、同時に2点目には、あの官僚機構がなぜあのような大規模な分権改革を許容したかということなんですね。これがよく分かりません。先ほど島田さんは官庁は自分の権限保持のためにも分権を使ったとおっしゃいましたが、しかしあまりにも失うものが多いのではないかと思っていまして、実はこんな仮説があります。一つはその当時、ノーパンしゃぶしゃぶとかの官僚のご乱行とか、天下り、汚職などが連発しておりまして、ちょっと弱みを国民に見せ過ぎたのでのまざるを得なかったという仮説が一つあります。それからもう一つの仮説は、これは西尾勝先生などが中心ですが、1990年代の行政改革でやり残したことがいっぱいあった。だからそれを分権改革で引き継いで埋めてきたんだという理解ですね。それからもう一つは、これは東大の金井利之さんの仮説なんですけれども、村山内閣はそう長くもたないだろうと自分でも分かっていた。したがって自分が内閣の首班を下りるときには、この社会党首班という政治の牙城をボロボロにして渡したい。自民党に立派な行政組織と、立派な権限を持った国家として渡したくないと思って、権限をみんな中抜きにして、そして橋を落として権力に近づけられないようにして逃走したんだという仮説です。

どれが当たっているか分かりませんが、やはりそこは見極めないといけないなと思っ

ているんですね。私どもの研究所で当時の自民党幹事長だった加藤紘一さんを選んでシンポジウムをやったことがありました。そのときの話題では、やはり自民党と官庁組織の関係というのは、これはとても深いものがあるんだということで説明しようとして、会場からやや失笑を買ったということもあるんですけれども、しかしそれだけ仲むつまじい関係なのに、どうして官僚たちに権限移譲や分権を強要したのか。ここが説明がついていないんですね。これは今後考えていきたいと思えます。

3点目は、これは一番重要な問題なんですけれども、あれだけたくさんの会議を作り、

たくさんの答申を出し、当然ながら分権の閣議決定もたくさんやったんですね。それで一体誰が幸せになったっていうのか、という問いがずっとあるんです。実は今、内閣府の地方分権改革推進室というところが調査をやりまして、分権改革の成果は何だったのかといった事例集を出しているんですよ。成功事例30などといって。それを誰が書いているかといったら、みんな自治体の職員が書いているんです。だから「自由な発想で条例を作れるようになった」とか書いているんですが、それはあなたたちはそうだろうけど、そういう条例を作って、住民の誰が一体どんないい目を見ているのかということが語られていないんですね。せいぜい語られているのは、「パスポートを市町村の窓口で取れるようになったから便利でしょ」だとか。そんなことのためにこんな大げさな分権をやったのかという、そういう気がしているところでございます。ちょうど時間になりました。この三つです。なぜ分権が始まったのか。そしてなぜこの国の保守党も官僚も含めて、この分権をのんだのかということ。そして最後にこの大騒ぎで一体誰が幸せになったのかということ、これを今後も考えていきたいと思っています。

(つじやま たかのぶ 地方自治総合研究所所長)

## 登壇者・参加者とのディスカッション

(第2回「市民自治講座」2015の後半は、登壇者間及び参加者も含めての討議を行いました。ここでは、紙面の関係から並河さんをご発言された部分のみに限り掲載させていただきました。)

### 行政改革から地方分権へのシフトはなぜ起きたか

**並河** 今から30年以上前の話ですから思い出すことが難しいのですが、80年代後半の自民党の金権腐敗に対する世間の批判というものは非常に強いものでしたし、行きすぎた中央集権、あるいは補助金の弊害、あるいは族議員の問題などがたくさん報道されて、やはりちょっと変えないといけないのではないのかなという風潮が強まった時期なのかなと思います。自民党の政治改革大綱の中にも地方分権を進めるなどということが書いてある。本当の答えかどうかは分からないけれども、まずは地方分権じゃないのかという方向に議論が雪崩を打ってきたというのが個人的な感想ですね。

### 機関委任事務の廃止を成し遂げた理由

**並河** まじめに考えれば地方分権なんていうものは、国会議員にとっても自分の存在を否定されるような話です。それがなんで通ったのかというと、1993年の国会決議の前に、五十嵐広三さんを中心に社会党が一つの素案をまとめ、各政党でも議論が始まっていました。地方分権推進委員会は難しい話は避けたいですし、一方、政治の方からすれば全体のシステムを大きく揺るがすほどの話ではないが、シンボリックなテーマではあるということで機関委任事務廃止というものに飛びついて、それに全力を傾けたということではないかと思えます。

おそらく当時の分権推進委員長の諸井虔さんは橋本龍太郎首相とかなり連絡を取っていたと思いますが、橋本さんはどこかを狙い撃ちにした改革というものを嫌うんですね。

特殊法人改革でも、具体的にどこかをやり玉に挙げようとするとは必ず横やりを入れてくる。けれども、みんな一緒に改革という話だと「まあいいか」となる。ですから、機関委任事務の廃止は、体制を揺るがす話ではないという見極めがあって進んできたんじゃないのかなと思っています。

中央省庁の人たちも、確かに機関委任事務をなくすということは大変なことですが、結局「技術的助言」として残って、何も変わっていないわけですよね。ですから、ただ機関委任事務は廃止され、国と地方とは対等・平等な関係となったというところが、第一次分権改革のいい意味でも悪い意味でも、一つの特徴だったということだと思います。もし西尾さんなり、諸井さんが「税財源の話はやはり基本ですからやりましょう」と言っていたら、あっという間につぶされて何もできなかったんじゃないのかなと、私は素人ですから、あくまで感想ですけども、そのようなことを思います。

## 地方分権改革を進めるために

**並河** 条例制定権も法令解釈権というものも、なかなか難しい話ではありますが、何らかのツールはこの改革によって自治体の手に渡ったはずですが、しかし、なぜ自治体はそれをちっとも使わないんだという思いは分権改革に関わった方々にはあるんだろうと思います。国地方係争処理委員会という場も作ったじゃないか。構造改革特区も、これは本当は規制改革なんですけれども、分権にも使えそうだなと思って、構造改革特区推進会議というものを首長さんたちを集めて作って議論もいたしました。例えば西尾さんにしてみれば、分権改革で自治体に法令解釈権を渡したというのに、特区で「これ認めてください」と国にお願いをして、認められたと得々としているなんてどういうことなのかと思ったでしょう。これが今の自治体の状況だということです。

これから何をしなければいけないか、どうしたらいいかというのは大変な課題で、壁は厚いですし、課題は山積しているんですが、国の作る委員会だとかで有識者がいくらがんばっても、肝心の自治体、あるいは自治体職員、あるいは市民なりがそっぽ向いてるところでいくらやったところでどうしようもないですよ。

もう一つの課題は議会ですね。行政職員は法律なり制度なりにどうしても縛られてしまいがちですが、議員は誰にも縛られてないんです、本来は。例えば福祉でも教育でも、議会が考えて、自由な発想で新しい提案をしたときに、職員からは、これは今の法律では



できませんという答えが必ず帰ってきます。そのときに、それじゃあ特区で提案はできないのか、あるいは手挙げ方式でできないのかとか、そういうことが少しずつできつつあるわけですから、議員がそう迫っていきませんか、日本全体の動きにならないんじゃないのかなと思いますね。そういったことでもうちょっと皆さんにがんばってもらいたいというのが正直なところです。

(この論稿は、2015年10月10日「市民自治講座」委員会主催で開かれた第2回「市民自治講座」2015の「分権改革から地方創生の流れと自治体の役割——地域市民社会を強くする」の講演記録の一部を編集部の責任で構成したものである。メイン・スピーカー並河信乃さんがその1カ月後、急逝されたため、遺族のご了承をいただいて、掲載した。また、掲載にあたって、市民自治講座の中心となっている坪郷實氏に「並河信乃さんを悼む」を寄稿していただいた。)

<参考> 第2回「市民自治講座」2015 チラシ

第2回「市民自治講座」2015

分権改革から地方創生の流れと  
自治体の役割—地域市民社会を強くする

2015年 **10月10日(土)13:30~17:30**

会場：中央大学駿河台記念館 3F・330号室

(東京都千代田区神田駿河台3-11-5)

◎ 定員 50人(定員になり次第×切) ◎ 参加費 一般2,000円(学生1,000円)

【プログラム】

1部 行政改革・地方分権改革の流れを学ぶ

- ◎ 並河 信乃 (元)行革国民会議事務局長／市民立法機構共同事務局長
- ◎ 島田 恵司 大東文化大学環境創造学科准教授
- ◎ 辻山 幸宣 地方自治総合研究所所長

2部 「地方創生」とは何かを学ぶ

- ◎ 其田 茂樹 地方自治総合研究所研究員

3部 地域のことは地域で決める、そのあり方を考える—制度、しくみと役割(登壇者間＋参加者との討論)

- ◎ 菅原 敏夫 地方自治総合研究所研究員／市民がつくる政策調査会理事会幹事

◎主催 「市民自治講座」委員会

◎お申込み・お問合せ 市民がつくる政策調査会 TEL:03-5226-8843/FAX:03-6661-8325/メール kobayashi@c-poli.org

\*2015年度(2016年3月まで)は6回の開催を予定しています。予定が決まり次第ご案内します。